

# 東金市立保育所運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東金市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年東金市条例第10号）第20条の規定に基づき、東金市立保育所（以下「保育所」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 2号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第2号に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 3号認定子ども 支援法第19条第3号に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (3) 保育標準時間認定 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- (4) 保育短時間認定 施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。

(名称等)

第3条 保育所の名称及び所在地は、次の表のとおりとする。

名 称	所在地
東金市立第2保育所	東金市田間3丁目14番地6
東金市立第3保育所	東金市前之内6番地1

(目的及び運営の方針)

第4条 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

2 保育所は、保育の提供に当たっては、入所する子ども（以下「利用児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するものとする。

3 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用児童の状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うものとする。

4 保育所は、利用児童の属する家庭及び地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。

5 保育所は、支援法その他の関係法令を遵守して運営するものとする。

(利用定員)

第5条 保育所の利用定員は、次の表のとおりとする。

保育所名	利用定員		
	2号認定子ども	3号認定子ども	
		満1歳以上	満1歳未満

東金市立第2保育所	95人	30人	5人
東金市立第3保育所	45人	22人	3人

(提供する保育の内容)

第6条 保育所の保育の内容は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき策定した東金市立幼稚園・保育所・認定こども園共通カリキュラムに従い、所長が別に定めるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 保育の実施に当たり各保育所に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の表のとおりとする。

職 種	員 数	職務の内容
所長	1人	所務をつかさどり、所属職員を監督する。
副所長	1人	所長を助け、命を受けて所務をつかさどる。所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠けたときはその職務を行う。
保育士	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第85号）第47条の規定に基づく必要な員数	上司の命を受け、利用児童の保育をつかさどる。
調理師	2人以上（委託）	栄養士が作成した献立に基づく給食業務及び食育に関する活動を行う。
保育所医	1人	利用児童に対する定期及び緊急時の診療並びに健康管理を行う。
保育所歯科医	1人	利用児童に対する定期の歯科健康診断を行う。
その他必要な職員	所の運営上必要な員数	保育補助等

(開所時間)

第8条 保育所を開所する時間は、次の各号に掲げる曜日の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前7時から午後7時まで
- (2) 土曜日 午前7時から午後4時まで

(保育時間)

第9条 利用児童に対する保育の時間は、次の各号に掲げる保育必要量の認定の区分に応じ、当該各号に定める時間の範囲内において、利用児童が保育を必要とする時間とする。なお、定める時間の範囲外において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、東金市立保育

所及び認定こども園時間外保育運営規則（平成13年東金市規則第10号。以下「時間外保育規則」という。）に基づき、開所時間の範囲内において保育を延長できる。

(1) 保育標準時間認定 午前7時30分から午後6時30分まで（土曜日にあつては午前7時30分から午後4時まで）

(2) 保育短時間認定 午前8時から午後4時まで

（休業日）

第10条 保育所の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項に定めるもののほか、感染症の予防上必要があるとき又は非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休業日を設けることができるものとする。

（利用の開始及び終了に関する事項）

第11条 保育所は、利用の開始に際しては、あらかじめ、保護者に対し本運営規程、次条の規定により支払を受ける費用に関する事項及びその他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

2 子どもの入所及び退所の手続については、東金市保育の利用に関する規則（平成27年東金市規則第18号）に定めるところによる。

（利用者負担額その他の費用の納付）

第12条 教育・保育給付認定保護者（支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）は、東金市子どものための教育・保育に係る利用者負担額を定める規則（平成27年東金市規則第12号）第3条に規定する利用者負担額を保育所使用料等納入通知書兼領収書又は口座振替の方法により納付しなければならない。

2 保育所は、前項に規定するもののほか、次の表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

時間外保育料	時間外保育規則第7条に規定する時間外保育料
2号認定子どもに係る給食費	月額5,700円（主食費600円、副食費5,100円）
3号認定子どもに係る給食費	前項の利用者負担額に含む。
日本スポーツ振興センター共済掛金	東金市立認定こども園及び保育所における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金に関する規則（令和3年東金市規則第11号）に定める額
日用品費、文房具費等	教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
行事費	遠足等の行事への参加に要する費用
その他特定教育・保育において提供される便宜に要する費用	その他、教育・保育に必要となる費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認める費用

(緊急時における対応方法)

第13条 保育所の職員は、保育の提供を行っているときに、利用児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保育所医又は利用児童の主治の医師に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、利用児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 保育所は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 利用児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 保育所は、非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第15条 保育所は、利用児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情対応)

第16条 保育所は、利用児童の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者を決め、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。

2 保育所は、前項の苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めるとともに、必要な改善を行うものとする。

3 保育所は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策等について記録するものとする。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。